

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		障害児通所給付費等の支給決定
根拠法令等及び条項		児童福祉法第21条の5の7第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	児童福祉法第21条の5の7、障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 [児童福祉法] 第21条の5の6 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第1項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。）に委託することができる。 第21条の5の7 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。 2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。 3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を	

聴くことができる。

- 4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。
- 5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。
- 6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

○障害児通所給付費等の通所給付決定等について

○障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について